

育児休業からの復帰等に伴う入所予約申込について

令和9年度途中に、「育児休業から復帰する方」または、「転入予定者で転入直前に居住している市町村の認可保育施設を既に利用している方」を対象に**令和9年度5月から12月**の入所の予約（以下、入所予約という。）申込みを受付けます。

1. 対象者

【育児休業復帰】

次の（１）～（３）をすべて満たす必要があります。

- （１）入所予約を希望する児童及びその保護者が、申込時及び入所希望月の初日に、北方町に住民登録があり、現に在住していること。
- （２）父母のいずれかが、育児・介護休業法等に基づく育児休業を取得し、休業前の職場に復帰する方で、復職月からの入所希望であること（退職した場合や転職した場合は対象外）。
- （３）北方町の定める就労証明書に育児休業期間の証明のある方。

※保護者のいずれかが求職活動認定の場合は対象になりません。

※自営業、農業などの場合で、法令に基づく育児休業に該当しない場合は対象になりません。

【転入予定者】

次の（１）及び（２）をすべて満たす必要があります。

- （１）入所希望月の前月中に北方町に転入（住民登録）すること。
※入所希望月の前々月以前の転入予定日では予約申込はできません。
- （２）入所希望月の前月まで転入前の市区町村にて保育認定（※）受け、認可保育施設を既に利用していること。
※子ども・子育て支援法第19条第1項第2号または第3号に係る認定

2. 入所予約の申込みについて

令和9年度の入所予約の申込みは、下記期間のみです。（令和9年度4月入所申込みと同じ期間です。）

※期間後は入所予約の申込みができません。

令和9年度 一次申込

- 受付期間：令和8年9月1日（火）～9月18日（金）（土・日祝は除く）
- 受付時間：9時～16時30分
- 受付場所：北方町役場教育委員会 ※保育施設では受付しません。

※4月入所と入所予約の両方を申込むことはできません。

※「入所予約」の対象であっても必ず入所が内定するとは限りません。入所予約は4月入所の人数と調整したうえで予約を行うため、予約が内定とならない場合があります。

※予約が内定とならなかった場合や、一次申込期間中に申込みできなかった場合は予約の対象とはなりませんが、二次申込（随時申込）は可能です（再度、申請書類一式が必要になります）。

二次申込（随時申込）

定員に達しない空き枠について、入所希望月ごとの受付期間に先着順で申込みを受付けます。ただし、申込者が多くなりやすい各申込期間の初日は、入所理由によって入所すべき緊急性の高い児童を優先して入所決定します。

※二次申込（随時申込）では入所予約申込はできません。

○受付期間

4月入所：12月11日～3月10日

5月以降：各入所希望月の前々月11日～前月10日

※11日が土日祝の場合は翌開庁日、10日が土日祝の場合は前開庁日になります。

○受付時間：9時～16時30分

○受付場所：北方町役場教育委員会 ※保育施設では受付しません。

3. 実施施設

入所予約の申込みができる施設は公立保育施設（町立こども園）のみです。

4. 必要書類

- ・「保育施設 入所案内」の「入所（園）手続きについて 3. 提出書類」に記載されている書類
- ・育児休業復帰証明書（育児休業からの復帰で入所が決定した方のみ。入所後に提出を依頼します。）

5. 希望できる入所日（入所希望月）について

【育児休業】

育児休業が終了し、復職日が属する月（5月～12月に限る）の初日

【転入予定】

転入予定日の翌月（5月～12月に限る）の初日

※いずれの場合も、実施施設の入所できる年齢（6ヶ月）を満たしている必要があります。

※1月～3月の入所を希望する場合は、二次申込（随時申込）にて申込みください。

6. 入所予約の内定

4月入所の人数と調整したうえで予約を行います。入所希望者が保育施設の受入可能数（定員）を超えた場合は、入所理由によって入所すべき緊急性の高い児童を優先して内定者を決定します。

【内定した場合】

仮決定通知書を12月下旬ごろ送付します。入所までに健康診断や施設での面談等を受け入所決定となります。

【内定しなかった場合】

入所予約が内定しなかった場合は、「保育施設入所予約不承諾書」を送付します。引き続き保育を希望する場合は、二次申込（随時申込）にて申込みください。なお、「保育施設入所予約不承諾書」は通常の入所選考の不承諾を示すものではありません。育児休業の延長の手続きには使用できませんのでご注意ください。

7. 留意事項

- (1) 申込期間経過後の変更（私立園の一次申込への切替など）はできません。また、入所希望月の変更についても原則できません。転入日や勤務先と復職日等をあらかじめご確認いただき申込みください。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は申込み及び内定の取り消しとなります。
 - ① 町外に転出した場合
 - ② 内定後の復職月の変更、育児休業の延長、育児休業取得者の退職・転職、転入月の変更
 - ③ 入所予約の対象者となる条件に該当しなくなった場合
 - ④ 申込み児童の次子を妊娠又は出産するなどにより復職しない場合
- (3) 入所した年度中は原則転園できません。
- (4) 入所後、期限までに育児休業復職証明書の提出がなく、復職の確認ができない場合は退所となります。
- (5) 4月入所申込と入所予約申込の両方を申込みことはできません。
- (6) 内定後キャンセルした場合の再申込は二次申込（随時申込）にて、原則、内定した際の入所希望月の翌月からの申込みしかできません。